



# 後期基本計画

平成23年度～平成27年度

人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち



宍粟市

# 宍粟市民憲章

(平成21年3月1日制定)

わたしたちの宍粟市は、豊かな<sup>もり</sup>森林と清流、  
そして悠久の歴史と文化のもとで発展してきたまちです。  
わたしたちは、かけがえのないこのふるさとを誇りとし、  
未来に輝く宍粟市の創造をめざして、次のことを誓います。

育てていきたい  
宍粟を築く  
かがやく笑顔

大切にしたい  
敬うところ  
支えあいの輪

伝えていきたい  
祖先のあしあと  
先人の知恵

守っていきたい  
四季を織りなす  
豊かな自然

## 市花 ささゆり

平成17年11月20日制定



市民からの公募により制定。細長い葉がササに似ていることから名付けられ、市内各所の山裾に自生します。

## 市章

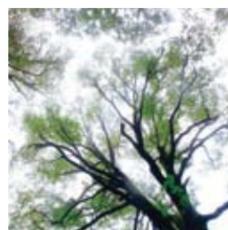
平成17年4月1日制定



宍粟市の頭文字「宍」を図案化したもの。人と自然が共に響きあいながら発展していく宍粟市の様子を表現しています。

## 市木 ブナ

平成17年11月20日制定



市民からの公募により制定。「環境適合型社会の構築」のシンボリックな木と位置づけています。

“人と自然が輝き  
みんなで創る 夢のまち”  
の実現に向けて

宍粟市長 田路 勝



本市は、平成18年に総合計画前期基本計画を策定し、基本構想に定めるまちの将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け施策を展開してまいりました。

この間には、国の社会経済情勢は刻々と変化する中、本市を取り巻く環境も変化し続け、様々な課題が顕在化してきています。また、医療、福祉、防災など安心して暮らせるまちづくりや財政健全化などへの市民意識が高まっており、これまで以上に行政課題への迅速かつ適切な対応が求められています。

このような状況を踏まえ後期基本計画の策定にあたっては、自治基本条例の理念のもと、市民の参画と協働によるまちづくりを一層推進するために、市民・事業者等と行政のそれぞれの役割を明確にし「明日の宍粟市づくり」への目標を定め「市民に開かれた行政」「市民と共に歩む行政」をまちづくりの基本方針としてまとめております。

最後に、本計画策定にあたりまして、宍粟市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様からご意見、ご提案を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

平成23年3月

# 目次

## I 基本構想の概要

- 1 基本構想の役割
- 2 目標年次
- 3 まちの将来像
- 4 まちづくりの基本理念
- 5 将来の人口
- 6 施策の展開にあたっての基本的な考え方
- 7 まちづくりの基本施策

## II 財政の見通し

- 1 普通会計の財政収支見通し
- 2 普通会計の歳入と歳出の推移
- 3 普通会計の地方債残高の推移

## III 後期基本計画の策定にあたって

- 1 策定の目的 ..... 1
- 2 策定の視点 ..... 1
- 3 まちづくりアンケートから求められる姿 ..... 2
- 4 計画の構成 ..... 5

## IV 後期基本計画

### 第1章 人と人、人と自然にやさしいまちづくり

- 第1節 森林を生かした豊かな空間づくり ..... 9
- 第2節 母なる恵みの川を活かした空間づくり ..... 11
- 第3節 彩り豊かな田園景観づくり ..... 13
- 第4節 資源循環型社会の構築 ..... 15
- 第5節 生活景観の保全 ..... 17
- 第6節 環境教育の推進 ..... 19

### 第2章 活力のある産業が支える豊かなまちづくり

- 第1節 農業の振興 ..... 23
- 第2節 林業の振興 ..... 27
- 第3節 商工業の振興 ..... 31
- 第4節 観光の振興 ..... 33

### 第3章 健康と福祉を育てる安心のまちづくり

- 第1節 少子化対策の総合的な推進 ..... 37
- 第2節 安心できる保健・福祉・医療体制の充実(健康づくりの推進) ..... 39  
安心できる保健・福祉・医療体制の充実(医療の充実) ..... 41  
安心できる保健・福祉・医療体制の充実(社会保障制度) ..... 45
- 第3節 介護・生活支援体制の充実 ..... 47
- 第4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり ..... 49
- 第5節 児童福祉・保育環境の充実 ..... 53
- 第6節 地域福祉の充実 ..... 57

### 第4章 ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

- 第1節 幼児教育の充実 ..... 61
- 第2節 学校教育の充実 ..... 63
- 第3節 青少年の健全育成の推進 ..... 67
- 第4節 生涯学習の推進 ..... 69
- 第5節 人権教育・啓発の推進 ..... 71
- 第6節 芸術・文化活動の推進 ..... 73
- 第7節 スポーツ活動の推進 ..... 77

### 第5章 快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり

- 第1節 市内情報ネットワークの充実 ..... 83
- 第2節 道路網の整備 ..... 85
- 第3節 災害に強いまちづくり(防災体制の充実) ..... 87  
災害に強いまちづくり(消防・救急) ..... 89
- 第4節 交通安全・防犯対策の推進(交通安全対策) ..... 93  
交通安全・防犯対策の推進(防犯対策) ..... 95
- 第5節 新しい交通手段の確保 ..... 97
- 第6節 住環境の整備(住宅・公園の充実) ..... 99  
住環境の整備(上下水道の整備) ..... 101
- 第7節 有効な土地利用 ..... 103

### 第6章 住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり

- 第1節 地域自治、コミュニティ形成の推進 ..... 107
- 第2節 NPO、ボランティア活動の推進 ..... 111
- 第3節 多様な地域間交流の推進 ..... 113
- 第4節 国際交流の推進 ..... 115
- 第5節 効果的・効率的な行財政運営の推進 ..... 117

#### 参考資料

- 宍粟市総合計画審議会委員名簿 ..... 121
- 宍粟市総合計画審議会への諮問 ..... 122
- 宍粟市総合計画審議会からの答申 ..... 122
- 宍粟市総合計画審議会条例 ..... 123
- 宍粟市総合計画後期基本計画策定経過 ..... 124
- 用語解説 ..... 125

# I 基本構想の概要

## I 基本構想の概要

### 1 基本構想の役割

基本構想は、市民と行政、地域の協働により総合的に進めていくまちづくりの将来ビジョンを明示するものであり、宍粟市の概ね 10 年後の姿を表したものです。

ここでは、宍粟市の現状と今後の課題を明らかにします。そして、まちづくりの基本理念やこれに基づくまちの将来像とともに、計画の前提となる人口規模の構想を示します。さらに、目標達成のために実施していく基本的な施策を明らかにします。

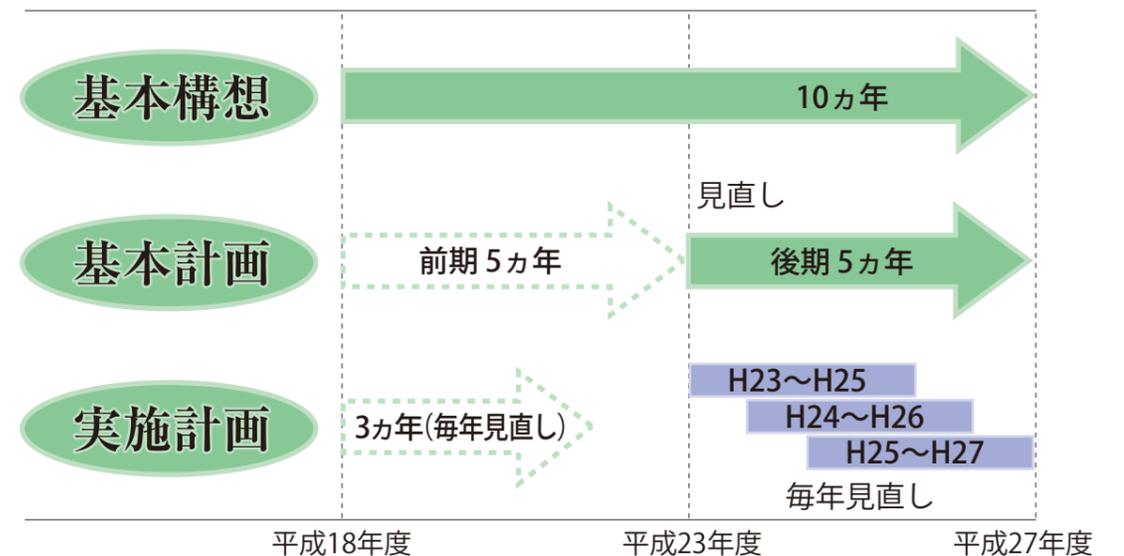
このように「基本構想」は、「基本計画」や「実施計画」の基礎となるものです。

### 2 目標年次

基本構想の目標年次は、10 力年の平成 27 年度とします。

基本計画の目標年次は、5 力年とし、5 年後を目途に見直しを行います。

実施計画の目標年次は、3 力年とし、3 年を計画期間として毎年計画の見直しを行います。



### 3 まちの将来像

地域の特性、住民ニーズ及び宍粟市の地域課題等を踏まえつつ、豊かな自然資源とこれまでのまちづくりの経緯・成果を糧に「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを創造していくことが大切です。

そして、宍粟市におけるこれからのまちづくりとして、市民・地域・行政がそれぞれに果たすべき役割について十分に確認しあう中で、これまでの行政主導型のまちづくりからの脱却を図り、豊かな自然との共生、地域産業の振興、保健・医療・福祉の増進、教育・文化・スポーツの振興、生活・交流環境の充実など、まちの将来像である、

『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』の実現をめざしていきます。

# I 基本構想の概要

## 4 まちづくりの基本理念

まちの将来像を実現していくためのまちづくりの基本理念を次のように設定します。

### 【ひと・ほほえみ】すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

- ・すべての人の人権を尊重し、幅広い社会参加を促すまちづくりをめざします。
- ・子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる社会を、地域で支え合いながら築きます。
- ・安心して子育てをし、心地よく老後が過ごせるよう地域コミュニティを大切にします。
- ・住民の主体的な学習や地域のまちづくり活動などを促進し、一人ひとりの個性と能力を発揮できる生きがいのもてる社会を築きます。

### 【自然・やすらぎ】豊かな自然の恵みとやすらぎを実感できるまちに

- ・地域の大切な資源である豊かな森や清らかな川の流れなどの自然を守り育て、地域に根ざした伝統文化や森林文化を継承し発展させます。
- ・渓谷の自然美や、やすらぎを感じさせる田園風景など、地域の美しい風景を守り育てます。
- ・自然の恵みを、食・学・遊等様々な形で市民や来訪者に提供・発信します。
- ・地域の持続的な発展を図るため、環境にやさしい循環型社会を構築します。

### 【まち・いきいき】住み心地のよい活気あふれるまちに

- ・身近な公園やレクリエーション施設の充実、上下水道の整備、情報基盤の整備など、快適でうるおいのある定住環境を形成します。また、人や環境に配慮しつつ、道路・交通基盤を充実し、地域住民、来訪者の利便性の向上と地域のバランスある発展に努めます。
- ・元気に満ちた地域産業や環境に適した産業を育成し、雇用機会を創出します。また、若者にも魅力のもてるまちづくりを進めます。さらに、多様な観光資源を活用し、地域の活性化につなげます。
- ・多くの人々が集い、ふれあう様々な交流を推進します。
- ・行政サービスや情報公開を推進し、開かれた行政をめざします。



山崎町禅師山から望む町並み

### 【将来像の実現に向けた施策の柱】

宍粟市がめざすまちの将来像の創造に向けて、次の6つの施策を基本方針に掲げ、

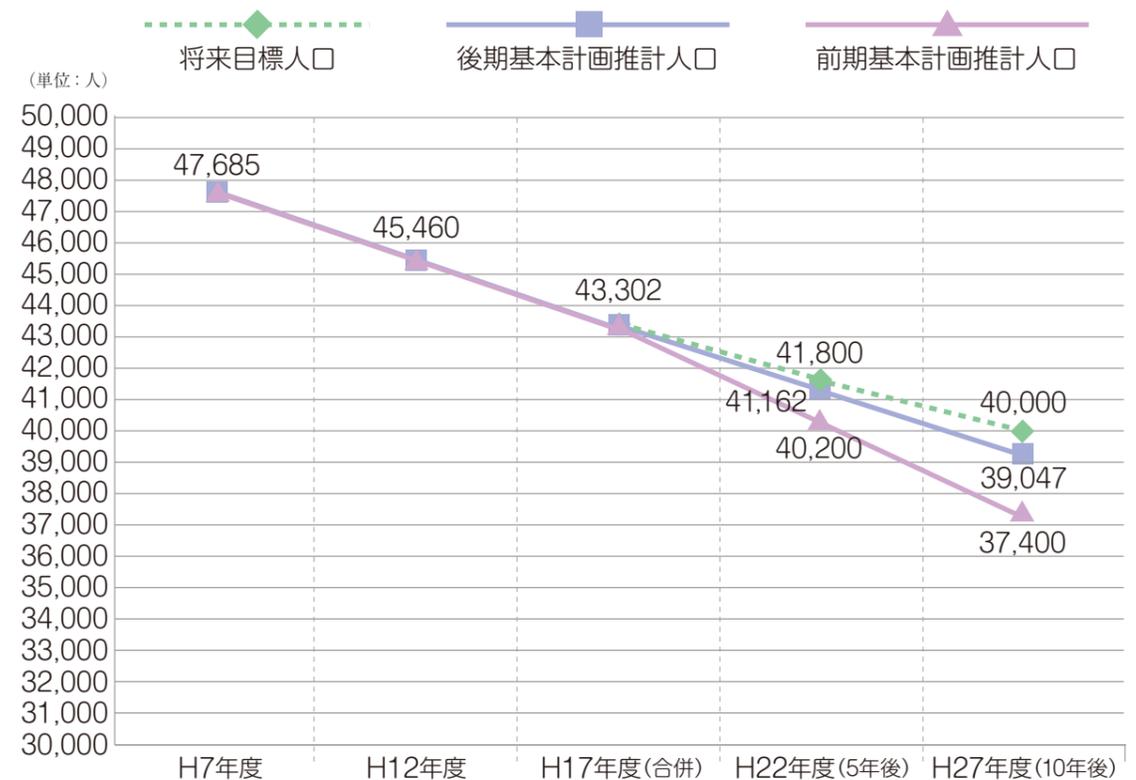
「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現をめざします。

- ①人と人、人と自然にやさしいまちづくり…市民が一体となった環境適型社会づくり
- ②活力のある産業が支える豊かなまちづくり…地域資源を活かした産業振興
- ③健康と福祉を育てる安心のまちづくり…地域が助け合い・支え合う福祉社会システムづくり
- ④ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり…地域が守り育てる人・文化づくり
- ⑤快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり…活力ある地域が創造する魅力ある都市機能
- ⑥住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり

…行政主導型のまちづくりから市民主体のまちづくりへ

## 5 将来の人口（宍粟市の人口推計）

本計画を策定した平成18年度に、将来（平成27年）における宍粟市の人口を40,000人と設定しました。この間における人口流動から推計した結果、後期基本計画においても、引き続き40,000人をめざしてまちづくりを推進します。



<資料：H7～H17 国勢調査>

# I 基本構想の概要

## 6 施策の展開にあたっての基本的な考え方

平成 12 年 4 月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されましたが、これにより、国から地方へと一定の権限や財源が委譲されることとなり、これまで以上に自主性及び自立性の高い行政主体となることが求められるようになりました。

このような中、豊かな自然・人・文化などの保全と活用をはじめ、様々な特色ある地域づくりに取り組んできた旧 4 町が合併し、宍粟市が誕生しましたが、これを契機に市民の発想や自主的な取り組みがこれからの地域を支えるという気運が高まりつつあります。

宍粟市は、これらの気運・取り組みを支援し、市民・行政の参画と協働により、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向けて、市としての一体感の上に立った各種の施策を総合的に展開していくこととしていますが、これらの施策が効果的に展開されるよう、その基本的な考え方を明らかにします。

### (1) 市民・地域・行政の協働による施策の展開

自分たちのまちをどのように創っていくのかを、自ら考え実践していくというのが、これからのまちづくりの基本です。

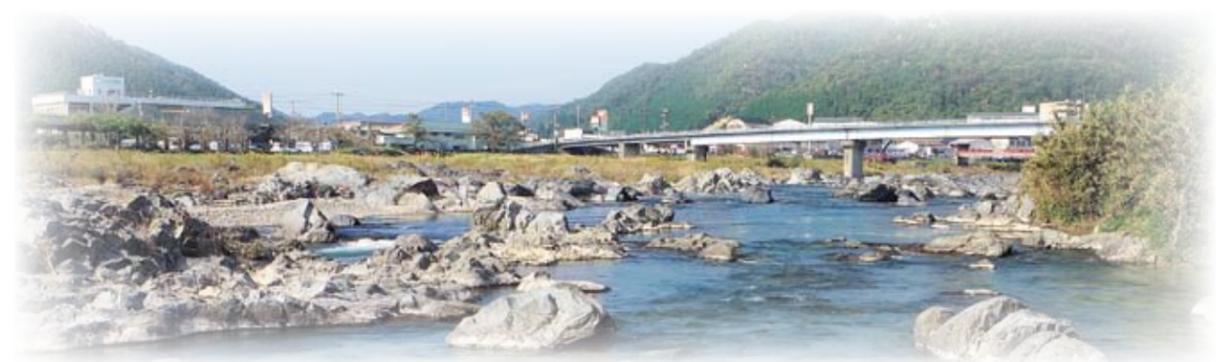
行政は市民のために何ができるのか、何が役立つのかを考えるとともに、参画と協働の場と機会の提供に努める一方で、市民・地域は一体的見地の確立を図り、市民の自己決定・自己責任の認識をより一層培っていく必要もあります。

そして、市民・地域・行政の役割を明確にする中で、協働して 21 世紀の成熟社会にふさわしいまちづくりを推進・展開していく必要があります。

### (2) 情報共有による施策の展開

市民・地域・行政の役割を明確にし、協働してまちづくりを進めていくためには、お互いの情報の共有化が大切です。

そのためには、市民生活に必要な情報の提供だけでなく、まちづくりについて市民・地域が主体となって考え、実践していくために必要な情報を行政が積極的に発信するとともに、施策についての説明責任の責務を果たしていく必要があります。



揖保川(山崎町十二ノ波)の清流

また、情報通信技術のめざましい進展により、新たな財としてのデジタル化された情報の価値が高まる中で、透明性の高い施策展開を図るためにも、これらの情報通信手段を十分に活用できる環境づくりを推進する必要があります。

### (3) 計画的な施策の展開

高度情報社会の進展、少子・超高齢社会への移行、社会の成熟化と社会システムの変革、ボーダレス化の進展、環境に関する危機的時期の到来、地域間競争の激化、そして小規模自治体における一層の財政逼迫化といった時代潮流の中で、宍粟市の発展のためにはこれらの潮流を見据えた計画的な施策を展開する必要があります。

また、各分野での時代の流れが急速化している中で、行政の即応性・適合性の向上を図る必要があります。そのために、プラン（計画）、ドゥ（実行）、チェック（点検）、アクション（改善）のマネジメントサイクルの確立を図り、時代潮流に素早くかつ的確・適正に対応する体制を整備していくことが重要となります。

### (4) 効率的かつ柔軟性のある施策の展開

少子・高齢化による人口の減少や生産年齢人口の減少が予測される状況下において、今後は財源の増加が見込めないという財政事情と、ますます加速する社会変化スピードにより、これまでの既成施策での市民活動・地域活動への即応性・適合性の行き詰まりが予測されます。

このため、適切な政策評価のもと、思い切ったスクラップ（事務・事業の見直し、廃止等）、そして重点化したビルド（ニーズに即した事務・事業の創設等）など、さらに効率的かつ効果的な財源の活用と、柔軟な施策の展開や組織の運営を図ることが必要となります。

### (5) 柔軟な発想に基づく施策の展開

宍粟市には、自然環境、歴史、伝統文化など先人たちが守り伝えてきた豊かな資源が存在しています。これらの資源を有効活用して、特色あるまちづくりを推進するとともに、次代を担う人々へ伝承していくことが、今日のわたしたちの大きな使命であることを十分に認識し、諸施策の展開を図る必要があります。

また、市民の「人、知、物、金、情報」等も限りある貴重な資源であることから、これからの社会資本整備にあたっては、「つくる」から「つかう・活かす」への発想の転換、これまでの施策の評価と反省に立った、資源の有効活用を推進することが必要となります。

7 まちづくりの基本施策

《まちの将来像》

人と自然が輝き

みんなで作る

夢のまち

基本理念

**ひと・ほほえみ**  
すべての人が安心と生きがいのもてるまちに

**自然・やすらぎ**  
豊かな自然の恵みと安らぎを実感できるまちに

**まち・いきいき**  
住み心地のよい活気あふれるまちに

基本構想

①人と人、人と自然にやさしいまちづくり

- 1. 森林を生かした豊かな空間づくり
- 2. 母なる恵みの川を活かした空間づくり
- 3. 彩り豊かな田園景観づくり
- 4. 資源循環型社会の構築
- 5. 生活景観の保全
- 6. 環境教育の推進

②活力ある産業が支える豊かなまちづくり

- 1. 農業の振興
- 2. 林業の振興
- 3. 商工業の振興
- 4. 観光の振興

③健康と福祉を育てる安心のまちづくり

- 1. 少子化対策の総合的な推進
- 2. 安心できる保健・福祉・医療体制の充実
- 3. 介護・生活支援体制の充実
- 4. 「地域」で共に暮らせるまちづくり
- 5. 児童福祉・保育環境の充実
- 6. 地域福祉の充実

④ひとの生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり

- 1. 幼児教育の充実
- 2. 学校教育の充実
- 3. 青少年の健全育成の推進
- 4. 生涯学習の推進
- 5. 人権教育・啓発の推進
- 6. 芸術・文化活動の推進
- 7. スポーツ活動の推進

⑤快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり

- 1. 市内情報ネットワークの充実
- 2. 道路網の整備
- 3. 災害に強いまちづくり
- 4. 交通安全・防犯対策の推進
- 5. 新しい交通手段の確保
- 6. 住環境の整備
- 7. 有効な土地利用

⑥住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり

- 1. 地域自治、コミュニティ形成の推進
- 2. NPO、ボランティア活動の推進
- 3. 多様な地域間交流の推進
- 4. 国際交流の推進
- 5. 効果的・効率的な行財政運営の推進

## Ⅱ 財政の見通し

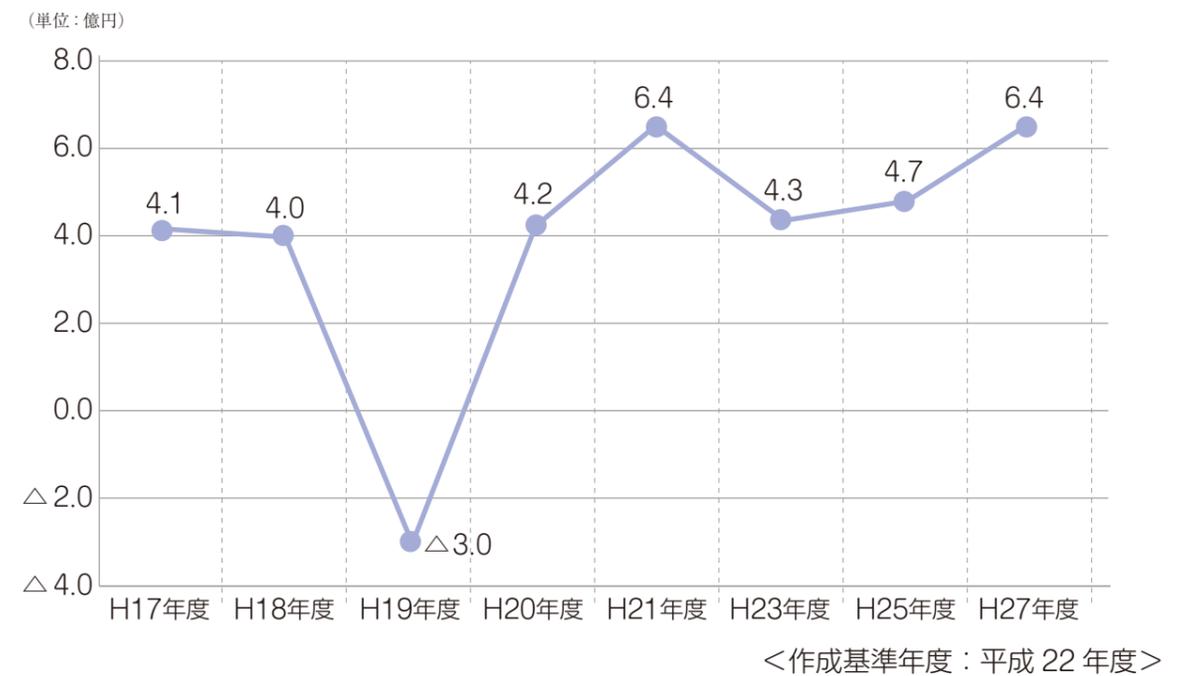
## Ⅱ 財政の見通し

### 1 普通会計の財政収支見通し

宍粟市が発足した平成 17 年度から平成 21 年度までの財政収支実績と、平成 23 年度から平成 27 年度までの後期基本計画期間の財政収支見通しです。

平成 21 年度までの実績では、平成 19 年度の財源不足は貯金にあたる財政調整基金から取り崩して対処しました。この結果になった背景には、国から交付される地方交付税の減額が大きく影響しており、地方交付税に依存した財務構造であることがわかります。

平成 23 年度から平成 27 年度の財政収支見通しでは、収支バランスが確保できる見込みとしていますが、国も依然として厳しい財政状況にあることから、独自財源の確保に努めるとともに、行財政改革を推進し、安定した財政基盤を構築していかなければなりません。



\*一般会計と鷹巣診療所特別会計を統合した普通会計による一般財源の収支の状況を表しています。ただし、財政調整基金からの繰入金とその基金への積立金を除いています。国民健康保険事業などの特別会計の財源不足に対する一般会計からの補てんや制度上定められた繰出金を含む普通会計を分析することにより、市の財政状況を見ることができます。

### 基金残高の推移

(単位：億円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H23	H25	H27
基金積立見込額	45.4	53.4	51.0	51.3	49.6	44.6	51.0	68.0
(うち財政調整基金)	12.8	15.5	13.3	16.0	16.2	22.5	29.4	46.7

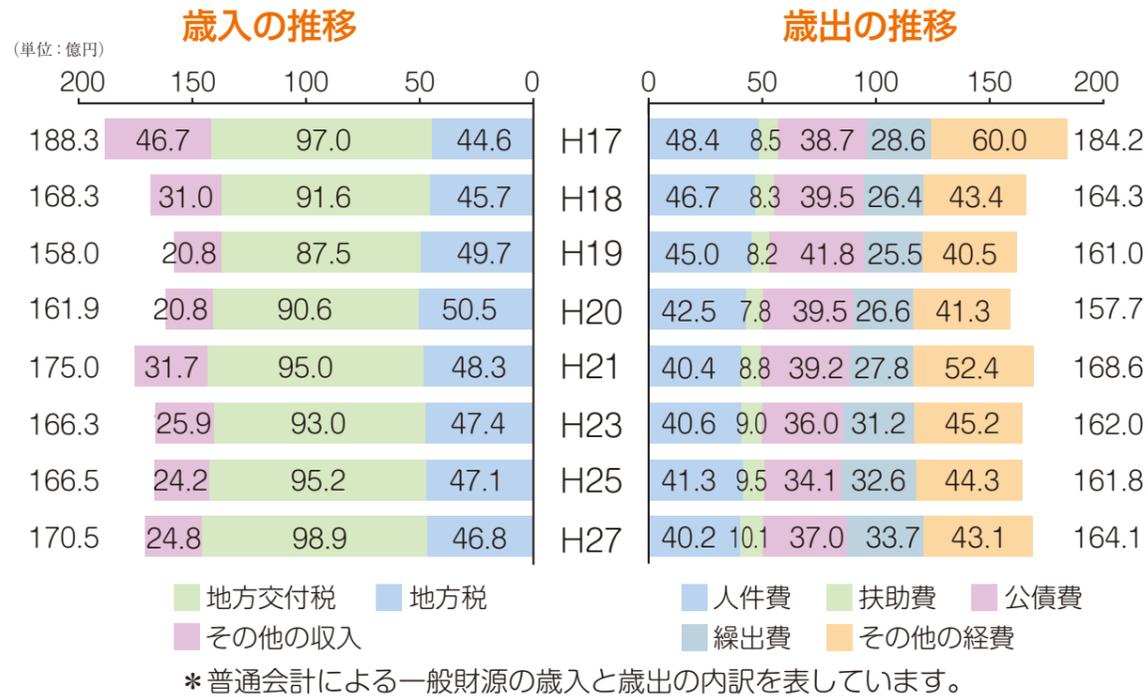
<作成基準年度：平成 22 年度>

## II 財政の見通し

### 2 普通会計の歳入と歳出の推移

歳入の推移では、地方交付税は約5割を占め、地方税は平成19年度からの税源移譲に伴う税率の改正により増収となりましたが、依然厳しい経済情勢の影響を考慮して減収の見通しとしています。

歳出では、職員人件費を抑える一方で、扶助費や国民健康保険事業などの特別会計の財源不足に対する一般会計からの繰出金が増加傾向にあります。



### 3 普通会計の地方債残高の推移

普通会計の借金の残高の推移を表しています。平成21年度から平成23度の増額要因には、学校施設耐震化等整備事業や臨時財政対策債（国が地方交付税として交付すべき財源の不足を補てんするもの）の借入金などによるものです。



## III 後期基本計画の策定にあたって

## Ⅲ 後期基本計画の策定にあたって

### 1 策定の目的

本市では、平成 18 年度に 10 年後の平成 27 年度を目標年次とした「宍粟市総合計画基本構想」及び平成 22 年度を目標年次とした「前期基本計画」を策定し、基本構想に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向けて取り組んできました。

この間も社会経済情勢は刻々と変化し、本市を取り巻く環境も変化し続け、様々な課題が顕在化してきています。また、医療、福祉、防災など安心して暮らせるまちづくりや財政健全化などへの市民意識が高まっており、これまで以上に行政課題への迅速かつ適切な対応が求められています。

このような中で、「前期基本計画」の計画期間が平成 22 年度で終了することから、「前期基本計画」を見直し、中期的な展望に立ったまちづくりの方向性と目標を改めて定めるため、「後期基本計画」を策定します。

### 2 策定の視点

#### 【市民の参画】

市民自治の視点から、後期基本計画に掲げる取り組みが、市民の主体的なまちづくりとなるよう、市民の代表などから構成する総合計画審議会を設置するほか、まちづくりアンケート調査やパブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見を反映した計画とします。

#### 【市民に分かりやすい計画】

まちの将来像の実現に向けた具体的な取り組みの内容を表すだけでなく、計画の進行状況や取り組みの効果を市民にわかりやすく示すため、その取り組みに指標を設定し、目標（成果）を明確にした計画とします。

#### 【役割分担を明確にした計画】

まちの将来像の実現に向け、市民・事業者等ができること、行政が行うこと、市民・事業者等と行政と一緒に取り組むことなど、それぞれの役割分担を明確に示し、協働のまちづくりを推進するための計画とします。

\* 「市民・事業者等」とは、市民や事業者、その他団体を表しています。

### 3 まちづくりアンケートから求められる姿

後期基本計画の策定にあたり、20 歳以上の市民 2,300 人を対象に「まちづくりアンケート調査」を実施し、1,225 人（53.3%）の回答がありました。

今後、市に特に力を入れてほしい施策についてたずねたところ、これらの上位回答をみると、「医療体制の充実」（62.4%）、「災害に強いまちづくりの推進」（49.9%）、「河川（水辺）環境の保全」（42.6%）、「森林環境の保全」（37.7%）など、市民生活において、医療や防災体制が充実した安心で安全なまちづくりに市民の関心が集まっており、このことは、多様化、高度化する医療ニーズに対応できる体制や夜間などの救急医療体制の充実、さらに、平成 21 年の台風第 9 号による甚大な被害を受けた結果、森林保全の重要性や、河川改修などの減災対策が求められていることがうかがえます。

また、「雇用労働機会の拡大」が全体で 50%と高い割合となっております。全国的に経済情勢が不透明である中、本市の雇用環境も依然として厳しく、安心して働き続けることのできる雇用の場、新卒者やリターン希望者の就労の機会が求められていることがうかがえます。

世代別の状況では、20 代～50 代は「子育て支援の充実」や「少子化対策の推進」、「学校教育の充実」などが高い割合となっており、充実した教育・保育の環境や多様化するライフスタイルの中で子育て世帯への支援策が求められていることがうかがえます。

60 代以上の世代では、「高齢者サービスの充実」や「農業の振興」などが高い割合を示しています。高齢化が進行する中で、健康で安心して家庭や地域で暮らせる保健・福祉・介護サービスなどの充実や、農業従事者の高齢化により農業労働力が減少しており、次世代の農業を担う後継者・担い手の育成・確保などが求められていることがうかがえます。

さらに、「効果的・効率的な行財政運営の推進」（37.3%）について、合併後 5 年が経過する中で様々な行政課題への取り組みのほか、市役所のスリム化と市民サービスのより一層の向上をめざした組織機構の見直し、行財政改革に取り組んでまいりましたが、市民目線では更なる効果的・効率的な行財政運営が求められていることがうかがえます。

後期基本計画では、このようなアンケート結果を踏まえ、市民との共通認識のもと、まちの将来像の実現に向け取り組んでまいります。

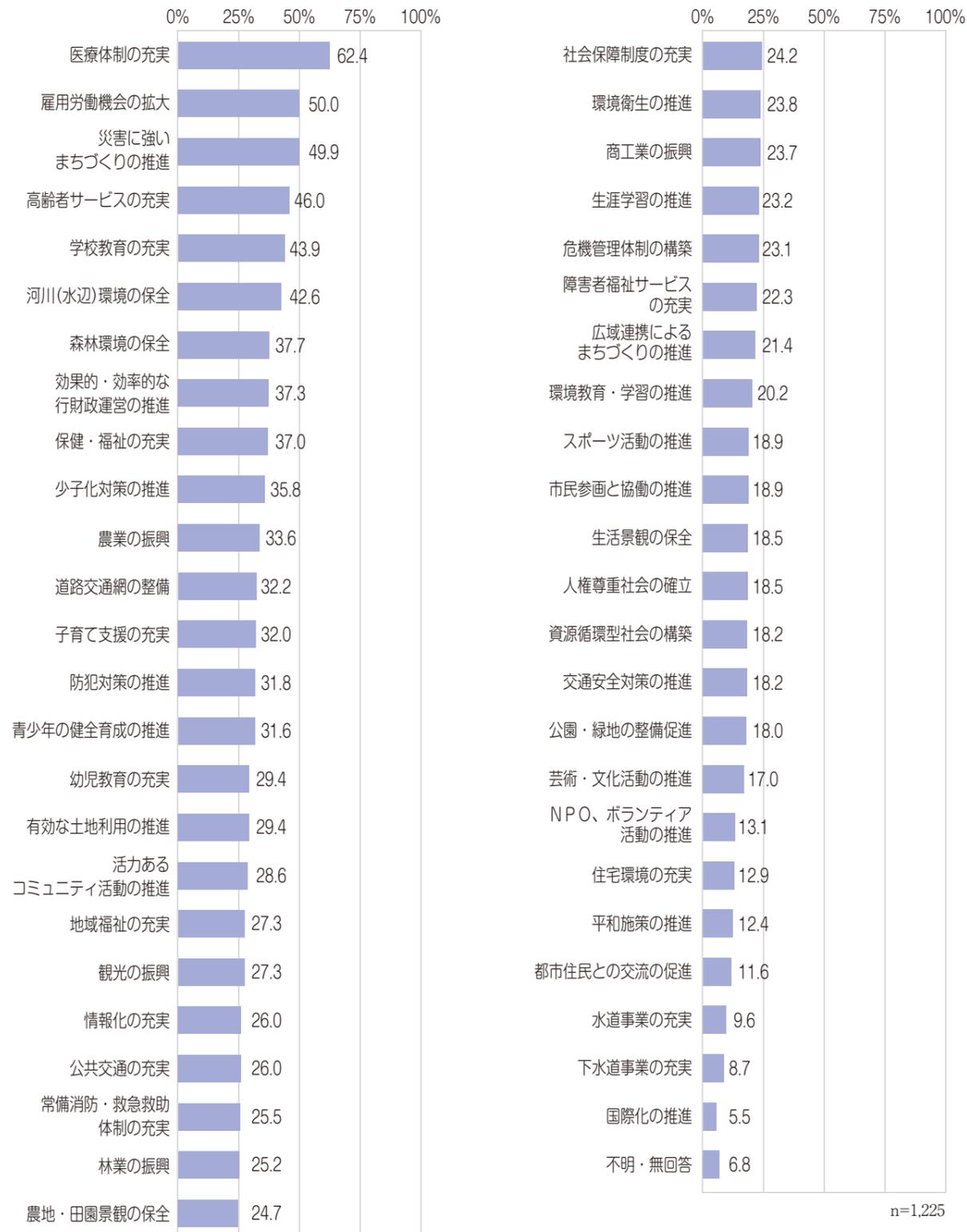


### Ⅲ 後期基本計画の策定にあたって

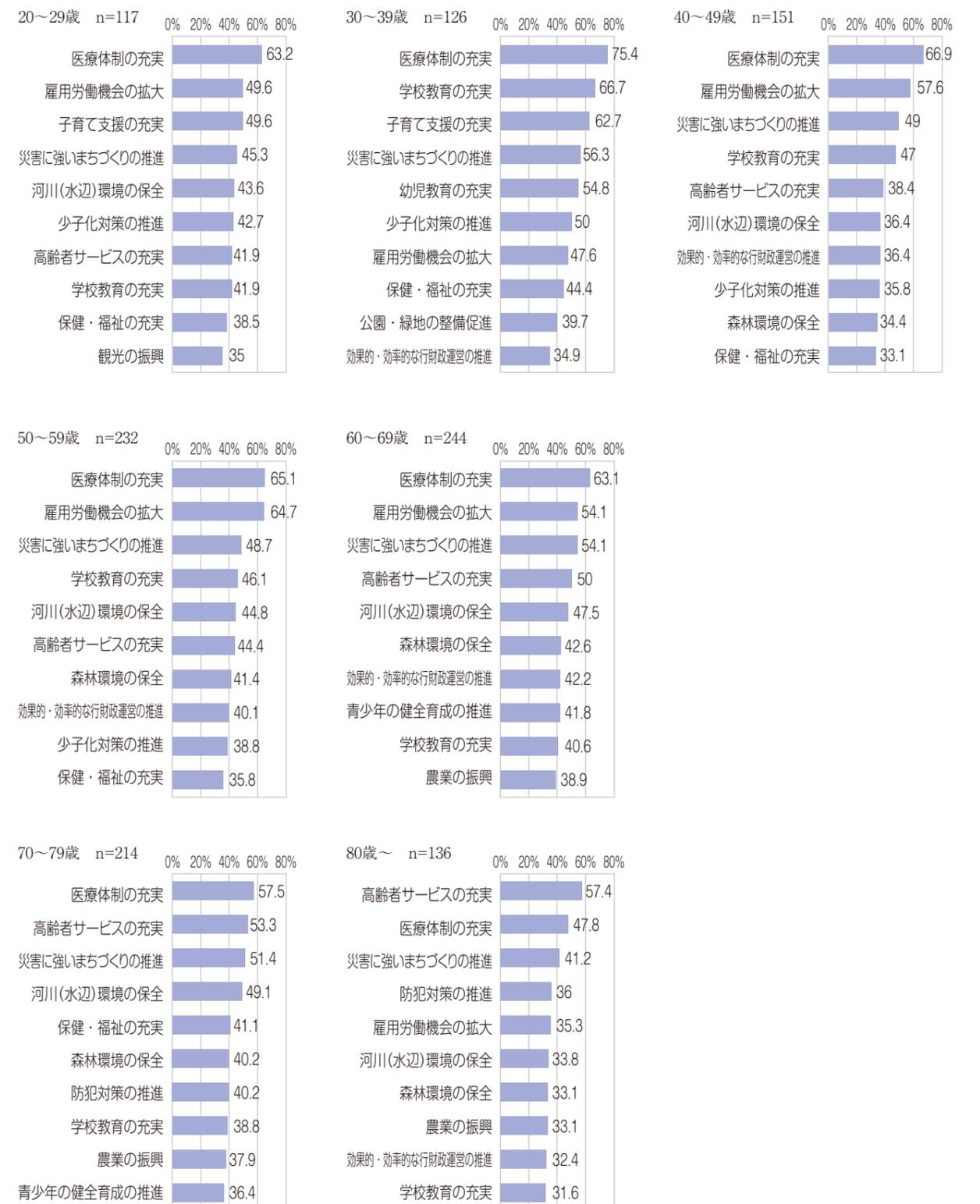
#### 《まちづくりアンケート調査結果》

問 宍粟市役所(行政)が特に力を入れてほしい取り組みは何ですか(複数回答)

【全体】



【世代別】



### Ⅲ 後期基本計画の策定にあたって

---

#### 4 計画の構成

後期基本計画では、それぞれの分野において5年後のまちの姿を明らかにし、その実現に向け取り組む内容を下記の区分で整理しています。

##### [めざすまちの姿]

後期基本計画の取り組みにおいて、5年後のめざすまちの姿を示しています。

##### [現状と課題]

社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、現状や問題点を把握し取り組むべき課題を整理しています。

##### [まちづくりアンケート調査結果]

アンケート調査から求められる市民の満足度などを掲載しています。

##### [市民・事業者等と行政の役割]

市民・事業者等の役割と行政の果たす役割を示しています。

##### [取り組みのあらまし(個別施策の展開)]

基本施策を展開するために具体的に実施する「個別施策」を掲げています。

##### [重点事業]

個別施策を推進するための重点事業を整理しています。

##### [まちづくり指標]

基本施策の成果を計る指標を設定し、進捗状況の把握と、施策の着実な推進のための目安とします。



## Ⅳ 後期基本計画